

【新聞6紙・通信社1社が追加！】新聞クリッピング契約代行サービス

公益社団法人日本複製権センター（JRRC）が2024年度より開始した「新聞クリッピング契約代行サービス」に新たに6紙が加わりました。さらに、共同通信社の配信記事が使用可能となるオプションも！



新聞クリッピング契約代行

新聞クリッピング契約代行について

- ・7紙のクリッピング契約手続きが1つのアカウントで可能に

2025年度（令和7年度）の契約から新たに6紙が加わり、計7紙のクリッピング契約が可能となりました。現在の対象媒体は以下のとおりです。

お見積り作成・契約申込みはこちら

<https://duck.jrrc.or.jp/clipping/u210>

・共同通信社の配信記事も使える便利なオプション（NEW）

これまでは著作権が各新聞社に帰属する記事のみが複製可能でしたが、共同通信社の記事も複製可能になります。本オプションにより、紙面のほとんどの記事が複製でき、さらに便利かつ安心して複製利用いただけます。

お手続きについては、各新聞社*の契約にオプション追加する形となります。（共同通信社への別途申請等は不要です）

*中部経済新聞を除く

・契約代行について

各新聞社および通信社と新聞のクリッピング契約に関する契約代行業務に関する管理委託契約を締結しました。お見積り発行から契約手続き、料金（使用料）收受までの一連の業務を代行します。

利用者の皆様により簡便にお見積り取得からご契約（利用許諾発出）、お支払いまでの手続きが可能となるよう専用のWeb契約システムを整えました。

委託いただいている新聞社は現状ではまだ少ないですが、既に複数の新聞社様から関心をお寄せいただいておりますので、順次拡大して参る所存です。新聞社の皆様におかれましてはご説明資料もごさいますので、お気軽にJRRC事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ

<https://jrrc.or.jp/contact/>

※新聞のクリッピング契約とは？

新聞のクリッピング契約は、利用者の皆様が新聞記事を複製利用（組織内部での利用）する際に必要となる契約です。

JRRCが一般社団法人新聞著作権協議会と確認したクリッピングの定義は、「一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね月5記事以上利用する場合はクリッピングに該当する」としています。ここでいう「一媒体」は特定の新聞を指します。また、「同一組織または同一部署の中で」とは、組織の大きさによって異なり、小さな組織においては、組織全体を指しますが、部門や部署が分かれている組織においては、例えば「課」単位を指します。さらに「概ね月5記事以上利用する場合」とは、週1回程度（年間50記事程度）、新聞記事を「同一組織または同一部署の中で」複製して共有する場合を指します。詳細は下記をご参照ください。

※新聞クリッピング契約代行サービス <https://jrrc.or.jp/clipping/>

公益社団法人日本複製権センターについて

・公益社団法人日本複製権センター（J R R C）

JRRCは、言語等の著作物に関する著作権者から権利行使の委託を受け、企業・団体等の利用者に利用の許諾を行う著作権の集中管理を業務としています。1991（平成3）年の発足以来、権利保護と利用の円滑化に貢献して参りました。

現在では、官公庁や上場企業を中心とした約5,800者に対して著作物複製利用許諾契約に基づく利用許諾を行っており、2023年度は使用料総額が約7.5億円に達し、これを権利者に分配することで、著作物の適法な利用を推進しております。

新聞、雑誌、学術論文、美術作品など様々な著作物の複製利用許諾をまとめて契約できる「JRRC包括許諾契約」につきましては下記をご参照ください。

※JRRC包括許諾契約について <https://jrrc.or.jp/organizational/>

※JRRCホームページ <https://jrrc.or.jp/>

・著作権講座【無料】

毎年定期的に無料の著作権講座（初級・中級）を開催しております。自己啓発や企業研修などにもご活用いただいております。詳細はメルマガにて告知いたしますのでぜひご登録ください。

※JRRC著作権講座 <https://jrrc.or.jp/educational/kouza/>

※メルマガ登録（無料） <https://jrrc.or.jp/mailmagazine/>

公益社団法人日本複製権センターのプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/136995